

(案)

平成 27 年 6 月 29 日
江東区外部評価委員会**平成 27 年度外部評価委員会の運営について**

- 各委員は、ヒアリング開催 30 分前に集合し、委員同士の意見交換を行うことができる。
- ヒアリングに出席する説明者は、原則、施策の主管部課長及び関係部課長とする。ただし、関係部課長は主管部課長が認める場合に限り、出席しないことを可とする。また、主管課及び関係課に属する係長職員は、所属の課長が説明者として出席する場合、同席し発言することを可とする。
- ヒアリングでは、施策の主管部長から当該施策の現状と課題、今後の方向性及び平成 26 年度の行政評価に対する取り組み状況等のポイントについて、10 分以内で説明を行い、その後、委員との質疑を行うものとする。
- 委員による質疑終了後、発言を希望する外部評価モニターの意見を聴くものとする。
- 1 施策あたりの審議時間は、1 時間 15 分を基本とする。
- 外部評価モニターは委員会終了後、「外部評価モニター意見シート」を事務局に提出するものとし、事務局は意見シートを取りまとめ、各委員に送付するものとする。
- 各委員は、ヒアリング終了後、概ね 3 日後までに「外部評価シート」を事務局まで提出するものとする。
- 各委員から提出された「外部評価シート」及びヒアリング中の議論等をもとに、正副委員長で評価案（原案）を作成の上、各委員に提示するものとする。なお、最終案は、第 5 回外部評価委員会において決定する。